

野田市制施行 75 周年記念市民アイデア事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、野田市制施行 75 周年記念市民アイデア事業との表示を含む事業（以下「市民アイデア事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 市民アイデア事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 野田市制施行 75 周年記念事業として新たに実施する事業又はこれまでに実施している事業であって、野田市制施行 75 周年を記念し、工夫を加えて実施する事業

(2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業

2 市民アイデア事業を実施することができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内に活動拠点を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う団体

(2) 野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則（平成 11 年野田市規則第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する自治会等

(3) 前各号に掲げるもののほか、構成員に市民（市内に住所を有する者又は市内に勤務先若しくは通学先を有する者をいう。）を含む 5 人以上の団体

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、市民アイデア事業の対象としない。

(1) 市の信用及び品位を損ない、又は損なうおそれがある事業

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業

(3) 特定の政党、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、又は与えるおそれがある事業

(4) 野田市暴力団排除条例（平成 23 年野田市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有

する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める事業

(承認の申請)

第3条 市民アイデア事業を実施しようとする者は、野田市制施行75周年記念市民アイデア事業承認申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 野田市行事の共催及び後援に関する規則（平成15年野田市規則第99号）又は野田市教育委員会行事の共催及び後援に関する規則（昭和48年野田市教育委員会規則第3号）の規定により共催又は後援の承認を受けたとき。

(2) 市及び本市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者が実施するとき。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で実施するとき。

(承認の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、市民アイデア事業の承認の可否を決定し、野田市制施行75周年記念市民アイデア事業承認（不承認）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を適正かつ効率的に行うため、野田市市民活動支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に審査を行わせるものとする。

3 協議会での審査の方法その他協議会の運営に関する事項は、別に定める。

(承認の条件)

第5条 市長は、前条第1項の規定による承認に当たり、市民アイデア事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(支援等)

第6条 市は、第4条第1項の承認を受けた者（以下「市民アイデア事業実施者」という。）に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 市ホームページ等による市民アイデア事業に係る広報

(2) 野田市制施行 75 周年記念のぼり旗及び横断幕の貸与

2 市民アイデア事業実施者は、別に定める野田市制施行 75 周年記念ロゴマークを使用することができる。

(変更の承認の申請)

第 7 条 市民アイデア事業実施者が当該承認に係る事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、野田市制施行 75 周年記念市民アイデア事業変更承認申請書に変更の事実が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更の承認の決定等)

第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、市民アイデア事業の変更承認の可否を決定し、野田市制施行 75 周年記念市民アイデア事業変更承認（不承認）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第 9 条 市長は、市民アイデア事業実施者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、承認を取り消し、野田市制施行 75 周年記念市民アイデア事業取消通知書により市民アイデア事業実施者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により市民アイデア事業の承認を受けたとき。

(2) この要領又は承認の条件に違反したとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該取り消された事業に関する広告等から市民アイデア事業の表示を直ちに削除しなければならない。

3 市民アイデア事業の実施及び第 1 項の規定による承認の取消しにより市民アイデア事業実施者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第 10 条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。